## 議案第35号

世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

> 令和7年2月19日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 観覧料等の額を改定するとともに、生活保護受給者の観覧料を免除し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例

世田谷区立世田谷文学館条例(平成6年9月世田谷区条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「とき。」を「とき」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に、「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護を受けている者が観覧するとき 観覧料の全額

別表第1一般の項中「200円」を「220円」に、「160円」を「180円」 に改め、同表高校生・大学生の項中「150円」を「170円」に、「120円」を 「130円」に改め、同表小学生・中学生の項から障害者の項までの規定中「100 円」を「110円」に、「80円」を「90円」に改め、同表特別の企画の展示の欄 中「1,500円」を「1,700円」に改める。

別表第2写真の撮影の項中「200円」を「220円」に、「2,000円」を「2,260円」に、「400円」を「450円」に、「4,000円」を「4,530円」に改め、同表ビデオ等の撮影の項中「4,000円」を「4,530円」に改める。

## 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第9条第2号及び別表第1並びに別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の観覧及び特別観覧に係る観覧料及び特別観覧料について適用し、同日前の観覧及び特別観覧に係る観覧料及び特別観覧料については、なお従前の例による。